



2025年度 社会福祉法人 喜寿福祉会 児童クラブ入所案内

この入所案内には、当法人運営の児童クラブ『グリーンクラブ湘南 大越』『グリーンクラブ湘南 大越第2』の入所申し込み手続き・利用方法・入所料などについて記載しています。お申し込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

1. 入所申し込みについて

(1) 2025年度 社会福祉法人 喜寿福祉会が運営するクラブ

『グリーンクラブ湘南 大越』 『グリーンクラブ湘南 大越第2』

上記2クラブのうち、どちらかを第1希望として『児童クラブ入所申込書』の希望クラブ欄へ☑をお願いします。1次受付終了後、住所の区域などにより入所クラブを決定します。第1希望のクラブへ入所出来ない可能性があることをご了承ください。※理事長が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。定員を超える場合は、藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準に基づき入所受入可否の判定を行います。2次募集以降の申し込みは、空きのあるクラブへの入所となります。上記2クラブへ入所出来なかった際の選択肢として、入所申込書の『⑤第2希望のクラブへ入所出来なかった場合』に記入をお願いいたします。

(2) 1次受付 (郵送もしくは持参) ※消印有効

『グリーンクラブ湘南 大越』

【提出先住所】

〒251-0876 藤沢市善行坂1-17-13

【お問い合わせ】

0466-90-5151 (平日 10時~18時)

『グリーンクラブ湘南 大越第2』

【提出先住所】

〒251-0871 藤沢市善行 2-25-15

サニーレジデンス善行第6 2階

【お問い合わせ】

0466-81-9119 (平日 10時~18時)

○郵送に係る費用は申込者さまのご負担となります。

○郵送事故等による不着の場合は、お申し込みを受けたことになりませんのでご注意ください。

○到着後、申込書記載の連絡先にご連絡することがあります。

○申込期日までに提出された書類をもとに入所判定を行います。送付書類および内容を確認し、不備のないようご提出ください。判定に係る部分が確認できない場合は、不利になることがありますのでご注意ください。

2025年4月1日からの入所希望者

1次受付	
受付期間 (消印有効)	2024年11月13日(水)~2024年12月6日(金)
入所の可否	2025年2月4日(火)頃
入所説明会	2025年2月23日(日)

注)入所の可否については、継続者は手渡し、新規入所者は郵送にて通知します。

(2) 2次・3次受付 (郵送もしくは持参) ※消印有効

2次受付期間中の2024年12月30日(月)~2025年1月3日(金)までは年末年始の休業期間となりますので、受付できません。

	2次受付	3次受付
受付期間	2024年12月7日(土) ~ 2025年1月10日(金)	2025年1月11日(土) ~ 2025年3月10日(月) (郵送の場合は3月9日の消印有効)
入所の可否	2025年2月19日(水)頃	2025年3月17日(月)頃

(3) 2025年5月以降の入所希望者 (随時、来所にて受付)

受付期間	入所希望月の前月15日までの受付(毎月) 例)7月入所は6月15日が締切日
時間	平日10時~19時まで 土曜日8時~18時まで
場所	【グリーンクラブ湘南 大越】 〒251-0876 藤沢市善行坂 1-17-13 【グリーンクラブ湘南 大越第2】 〒251-0871 藤沢市善行 2-25-15 サニーレジデンス善行第6 2階
入所の可否	毎月20日ごろ『入所承認通知書』または『入所不承認通知書』を発送します。

毎月、定員に空きがある場合のみ、入所希望者の優先度を判定し入所の可否を判定します。学校長期休業時の申込みも含まれます。入所希望月の4か月前から申請できます。(入所希望月に改めて入所判定を行います)

注)締切日を過ぎると、入所希望月のお申込みはお受けできませんのでご注意ください。

2. 入所要件について

当クラブへの入所については、以下の要件を満たしていることとします。

ただし障がいをもつ児童については、障がいの程度・症状などがそれぞれ異なるため、事前に十分な面談等を行い、施設の設備状況や必要となる支援内容などを確認したうえで入所の可否を決定します。

- ①大越小学校区に通学している児童であって、その保護者が以下の理由により放課後不在となる家庭の児童であること。

【就労・求職・就学・疾病・負傷・障がい・看護・介護・災害・出産・産休中】

注)私学に通学する場合でも、市内在住または在学であれば入所用件を満たします。ただし、児童の安全の観点から入所の判断をいたしますので、事前にお問合せください。

- ②学校・当クラブ・家庭間の移動を独力で行うことができること。
③食事・排便・着脱衣・身辺整理等を独力で行うことができること。
④支援員に介助を求めることなく、集団活動を行うことができること。
⑤自傷・他傷行為等の問題のある行動をしないこと。
⑥急な飛び出しや多動な行動をしないこと。

※理事長が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。

(1) 求職中の利用について

入所後3か月目の15日までに『就労・就学証明書』による就労または内定が確認できない場合は退所となります。また、入所後3か月目の7日までに就労を開始する必要があります。年度途中で退職された場合も同様となります。(例：5月31日退職の場合、8月7日までに就労、8月15日までに提出)

(2) 就学中(保護者)の利用について

申込時点で『就労・就学証明書』を提出してください。

ただし、入所日より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後3か月目の15日までに要件を満たすための保護者の状況が確認できる書類の提出が必要です。

(3) 出産・産休中による利用について

出産および産休(産前産後の8週)中はご利用いただくことができます。ただし出産を理由に入所された場合は、産後8週後の月末までのご利用となります。

(4) 育児休業中の利用について

①育児休業中は原則ご利用いただくことができません。

②育児休業から復職される際は、復職される前月1日から入所が可能です。当クラブから復職予定を確認させていただき、『承認通知』または『不承認通知』を発送いたします。

③復職の予定が決まっていない育児休業中の方は、次の条件を満たせばご利用いただくことができます。

- (ア) 1次受付・2次受付・3次受付の育児休業中以外の入所者がすべて決まったあと、一人でも定員に空きがあれば入所可能です。
- (イ) 年度途中で育児休業を取得する場合、当クラブの待機児童の有無にかかわらず、希望すれば退所せずに年度内に入所することができます。ただし、翌年度の入所可否については(ア)に準じます。
- (ウ) 育児休業中の方が空きを待っているときに、通常申込があった場合は通常申込者が優先となります。
- (エ) 出生児が満一歳に達する翌年度の5月31日までに復職しない場合は、5月31日までで退所となります。
- (オ) 定員に若干名の空きがある児童クラブに対し、複数の育児休業取得世帯から入所申込があった場合は、『藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表』をもとに入所児童を決定します。

3. 提出書類について

適確な審査を実施するため、必要な書類①②の提出をお願いします。

入所の可否判定については、『藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表』に基づき行っています。児童一人ひとりに各書類をご提出ください。

『①児童クラブ入所申込書』のみでも受付はいたしますが、申込期日までに判定に必要な書類をご提出ください。

- ① 児童クラブ入所申込書(兼児童台帳)
- ② 判定に必要な添付書類

5ページの表『②の1』と『②の2』、『②の3』をご参照ください。

○保護者の方それぞれについて証明書が必要です。

勤務先等で証明(ご記入)いただく書類もございますので、申込期間に間に合うようにご準備ください。

○必要添付書類は発行日から3か月以内のものをご提出ください。

○兄弟で同時申込する場合には、1部原本とし、コピーでの提出を可とします。

②の1 保護者の状況を示す書類

保護者の状況	必要添付書類
就労・自営 注)内定・予定も含む (会社員・公務員・自営業・ 専従者・内職・農業等)	『就労・就学証明書』 注)所定の用紙に雇用主(事業主)が証明したものを提出ください。 <u>内定の場合は、入所後3か月目の15日までに就労先が確認できる書類(身分証明書や健康保険証の写し等)をご提出ください。</u> 注)家族で自営業を営まれている場合は自営業主が家族の状況を証明してください。
就学	『就労・就学証明書』 入所日より前に卒業・退学される場合は、入所後3か月目の15日までに保護者の状況を示す書類が必要となります。
求職中	申込時に書類提出は不要ですが、期日までに『就労・就学証明書』をご提出ください。
疾病・負傷	『医師による意見書(診断書)』注)所定の用紙に医療機関で証明を受けてください。 『身体障がい者手帳』写しのご提出時は、『医師による意見書』の提出は不要です。
障がい	『身体障がい者手帳』の写し等、障がいの等級などがわかるもの。
看護・介護	i)看護(介護)の必要性がわかる書類(医師の診断書・障がい者手帳等の写し) ii)『看護(介護)状況申告書』注)所定の用紙に看護(介護)者が記入してください。
出産	『母子健康手帳』の写し(母の氏名および分娩予定日の記載のあるもの)。
災害	『罹災証明書』などの災害の度合いが確認できるもの。

- ・就労・就学証明書の押印は原則不要となりますが、必ず勤務先・就学先が作成した証明書をご提出ください。
- ・提出書類に偽造・改ざん等があった場合、発行元の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得るとされております。
提出書類に偽造・改ざん等あった場合は、入所取り消し(入所されている場合は退所)となる場合があります。

②の2 加点項目を判定するための書類について

加点項目	必要添付書類
ひとり親世帯	戸籍謄本 ※入所申込者(保護者の方)ご本人のものがが必要です。
離婚調停中	離婚調停中と判断できる資料(調停期日等呼出状・家庭裁判所における系属証明書等)
養育者世帯	『養育者申告書』(所定の用紙を受付時にお渡ししますので、ご記入をお願いします。)
障がいを有する児童	『身体障がい者手帳』、『療育手帳』等の写し

②の3 入所料の減額に関する書類について

減額対象者	必要添付書類
生活保護受給者	『生活保護受給証明書』
市県民税額による減額対象者	『所得(課税)証明書』または『非課税証明書』 <u>※すでに減額済みの場合は提出不要です。</u>

4. 児童クラブ概要

(1) 活動内容

児童クラブでは、児童の成長をうながすこととして、次の活動を行っています。

- ①児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる
- ②遊びを通して自主性・社会性・協調性を培う
- ③生活の場を提供し、生活習慣を身につける
- ④家庭との日常的な連絡・情報交換
- ⑤地域活動への参加など、地域の特性を生かした活動
- ⑥その他、児童の健全な育成を助ける活動

(2) 児童クラブの目的

本児童クラブは、『児童福祉法』（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童を対象として、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としております。仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成の観点から重要な役割を担っています。

(3) 定員について

『グリーンクラブ湘南 大越』『グリーンクラブ湘南 大越第2』 各60名

(4) 開所日と開所時間

○開所日

原則として月曜日～土曜日

○開所時間

- ①小学校授業のある日 : 12時30分～19時00分まで
- ②小学校授業の休業日 : 8時00分～19時00分まで
- ③新入学児童等授業短縮時 : 10時30分～19時00分まで

注) 18時～19時までは延長利用登録が必要となります。

※児童クラブからの帰宅は安全を第一に考え、原則保護者のお迎えをお願いします。

(5) 延長利用について

18時～19時までは延長利用登録をしてご利用いただけます。

ただし、別途延長利用料が発生いたします。

年度の途中で利用を希望される場合および利用を中止される場合は、申請手続きをお願いします。

注) ご登録がないまま、18時以降の利用をされる場合は、単発利用料金をお支払いいただきます。

(6) 閉所日

○日曜日および『国民の祝日に関する法律』（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日と年末年始（12 月 29 日から～翌年の 1 月 3 日まで）

○災害等により小学校が休校となった日

（土曜日や長期休暇期間など学校が休みの日については、警報および避難勧告が発令された場合に閉所となります。）

○その他社会福祉法人 喜寿福社会の理事長が必要と認める日（法人都合である例えば創業記念日などは該当しません。）

5. 各種申請について

退所申請期日は、市内すべての児童クラブで統一の設定となります。

申請名	内容	申請期日	備考
延長利用申請	延長利用を始めるとき	遅くとも前月末までに	月額入所料と合わせて引き落としになります。
延長中止申請	延長利用をやめるとき	中止する月の前月末	申請が遅れると延長利用料が発生します。
休所申請	月初から末日までクラブをお休みするとき	休所する月の前月末	その月のおやつ代ならびに延長利用料のお支払いが不要です。
特別休所申請	病気やけがで児童クラブを長期休所するとき	すみやかに	特別休所期間中は入所料・おやつ代・延長利用料のお支払いが不要です。
特別休所終了申請	特別休所を終了するとき	特別休所を終了する前月末	
退所申請	児童クラブを退所するとき	退所する月の当月 15 日まで	申請が遅れると入所料が発生します。一度申請した退所申請は取消せません。例) 7 月末日で退所する場合、申請期日は 7 月 15 日となります。
住所変更申請	申込時の住所に変更があったとき	すみやかに	住所変更により、転校される場合はとくに注意してください。
姓変更申請	姓が変更になったとき	すみやかに	提出が必要な書類があります。詳細につきましてはお問合せください。

7. 料金について

(1) 入会金について

児童クラブを初めてご利用いただく際に、初回入所料と合わせて入会金をお支払いいただきます。
入会金は1度お支払いいただくことで卒業まで有効となり、再入所の際は不要となります。

児童1人の入会金

入会金	9,000 円
-----	---------

(2) 入所料とおやつ代について

児童1人の入所料(月額)

1・2年生	3・4年生	5・6年生
15,000 円	14,500 円	10,000 円

児童1人のおやつ代(月額)

おやつ代	2,500 円
------	---------

注1) 入所料とおやつ代の日割り計算はできません。

注2) 入所料とおやつ代には、遠足などの特別行事の費用は含まれません。特別行事に参加される場合は、別途費用をご負担いただきます。

注3) アレルギーの対応が必要な場合については、個別にご相談させていただきます。

(3) 延長利用料について

児童1人の延長利用料(月額)

基本延長利用料	単発利用料(30分単位)
2,000 円	200 円

注) 延長利用料の日割り計算はできません。

(4) システム料について

児童1人の入退室管理システム利用料(月額)

システム料	300 円
-------	-------

(5) お支払い方法について

ゆうちょ銀行口座より当月分を毎月 20日(休業日の場合は翌営業日)に引き落としさせていただきます。

(6) 入所料の滞納について

入所料等を期限までにご納付いただけない場合は『督促状』を送付いたします。

3か月分滞納となった場合は、『最終督促状』を送付し、期限までに納付の確認ができない場合は、退所とさせていただきます。児童クラブの安定した運営のために、期限内の納付のご協力をよろしくお願いいたします。

(7) 入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。自己申告となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

①生活保護世帯

入所料減額(月額)：5,000 円

必要書類：『生活保護受給証明書』

②世帯の個人市県民税額に基づく算定額が年額 12 万未満(2024年4月～6月分入所料)

注)すでに減額されている場合は再提出不要です。

入所料減額(月額)：10 ページの『減額対応表』にしたがって減額します。

必要書類：2024(令和6)年度(令和5年分)『所得(課税)証明書』または『非課税証明書』

○市役所税制課または各市民センターで発行しています。

○2024年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。

○証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。

○『所得(課税)証明書』に年少扶養親族(0～15 歳)および特定扶養親族(16～18 歳)の数が記載されていない場合、減額される金額が少なくなることがあります。

『所得(課税)証明書』または『非課税証明書』の提出について

必 要	父 母
	学生でない兄または姉(2023年12月31日の時点)
	祖父、祖母、その他同居人(住民票上同一世帯)
不 要	学生の兄または姉(2023年12月31日時点)
	弟または妹

注 1)住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、『所得(課税)証明書』が必要となります(単身赴任、別居の保護者等を含む)

注 2)2025年7月分からの減額申請につきましては、2025年6月から市役所で発行される『所得(課税)証明書』または『非課税証明書』が必要となります。

算定方法

市県民税年額－(33,000円×0～15歳の扶養人数+12,000円×16～18歳の扶養人数)

例)市県民税額(年額) 父：120,000円と母：10,000円

父が扶養する0～15歳の子1名かつ母が扶養16～18歳の子1名

注)算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。

	年額の市県民税 (a)	0～15歳		16～18歳		算定後の金額 (a-b-c)
		人数	金額(b) (人数× 33,000)	人数	金額(b) (人数× 12,000)	
父	120,000円	1人	33,000円	0人	0円	87,000円
母	10,000円	0人	0円	1人	12,000円	0円
その他					0円	0円
合 計						87,000円

市県民税の世帯合計が87,000円となり、減額対応表より月額1,250円の減額を受けることができます。

市県民税額に基づく算定額の確認方法：以下のいずれかで確認することができます。

- 『給与所得に係わる市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書』
- 『市民税・県民税納税通知書』
- 市役所等で発行している『所得(課税)証明書』

(証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。)

減額対応表

市県民税額に基づく算定額(年額で世帯の合計額)	入所料減額(月額)
0円	5,000円
1円～	4,590円
15,000～	4,170円
25,000～	3,750円
35,000～	3,340円
45,000～	2,920円
55,000～	2,500円
65,000～	2,090円
75,000～	1,670円
85,000～	1,250円
95,000～	840円
105,000～	420円

(7)入所申込にあたっての確認および同意事項について

以下1～15までの内容をご確認いただき、**児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）に同意の署名**をお願いします。ご不明な点は、お問合せください。

1	入所案内及び入所判定基準を理解し、申込みをすることに同意します。
2	提出書類の内容について、電話や訪問などにより自宅及び勤め先に確認させていただくことがあります。
3	提出書類の内容が事実に相違した場合は、入所取消しとさせていただくことがあります。
4	定員超過のため希望の児童クラブに入所できず待機となった後、入所可能な連絡に対し、連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は次の優先順位者に移行されます。
5	保護者が退職または求職中で、入所後3か月目の7日までに就労を開始した（する）ことが確認できる『就労・就学証明書』（内定を含む）を3か月目の15日までに提出しない場合は退所となります。年度途中で退職または求職中となった場合も同様となります。
6	年度途中で家庭の状況が変わった場合は、児童クラブにお伝えください。状況を確認のうえ、入所継続の可否を判断いたします。
7	入所料（月額）を3か月分滞納した場合は、入所を取り消しとさせていただきます。
8	学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。
10	お子様の日々の生活状況について、相談等のため個人面談をお願いすることがあります。集団指導を行う児童クラブでは常に個別な対応を行うことができませんが、配慮が必要である場合にはご相談ください。
11	児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。
12	入所料の減額対象世帯は7月分以降の入所料の減額に関して、2025年6月1日以降に「令和7年度（令和6年分）所得（課税）証明書」または「非課税証明書」の提出が必要となります。ご提出がない場合は、入所料の減額は適用されません。
13	本申請に記載した情報・税情報等について、児童クラブの運営に必要な範囲で使用すること、また事業主体である藤沢市より閲覧の請求があった場合には、それに応じることを承諾します。
14	入所児童への適切な対応を図るため、小学校等との連携を図り児童に関する情報の収集・提供を行います。
15	他事業者の運営する児童クラブに入所していたまたは入所予定である場合に限り、入所児童への適切な対応を図るため他事業者と連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。